

65歳以上の人へ

「基本チェックリスト」を

郵送しています

はい、いいえで
お答えください。

01 基本チェックリスト ※質問項目は、「地域支援事業実施要綱」に基づき全国共通です。

氏名 住所 生年月日

質問項目	回答
1 バスや電車で1人で外出していますか	☐ 0. はい ☐ 1. いいえ
2 日用品の買物をしていますか	☐ 0. はい ☐ 1. いいえ
3 預貯金の出し入れをしていますか	☐ 0. はい ☐ 1. いいえ
4 友人の家を訪ねていますか	☐ 0. はい ☐ 1. いいえ
5 家族や友人の相談にのっていますか	☐ 0. はい ☐ 1. いいえ
6 階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか	☐ 0. はい ☐ 1. いいえ
7 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	☐ 0. はい ☐ 1. いいえ
8 15分位続けて歩いていますか	☐ 1. はい ☐ 0. いいえ
9 この1年間に転んだことがありますか	☐ 1. はい ☐ 0. いいえ
10 転倒に対する不安は大きいですか	☐ 1. はい ☐ 0. いいえ
11 6か月間で2～3kg以上の体重の減少がありましたか	☐ 1. はい ☐ 0. いいえ
12 身長 cm 体重 kg (BMI)	☐ 0. はい ☐ 1. いいえ
13 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	☐ 1. はい ☐ 0. いいえ
14 お茶や汁物等でむせることがありますか	☐ 1. はい ☐ 0. いいえ
15 口の渇きが気になりますか	☐ 0. はい ☐ 1. いいえ
16 週に1回以上は外出していますか	☐ 1. はい ☐ 0. いいえ
17 昨年と比べて外出の回数が減っていますか	☐ 1. はい ☐ 0. いいえ
18 周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	☐ 0. はい ☐ 1. いいえ
19 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	☐ 1. はい ☐ 0. いいえ
20 今日が何月何日かわからない時がありますか	☐ 1. はい ☐ 0. いいえ
21 (ここ2週間) 毎日の生活に充実感がありませんか	☐ 1. はい ☐ 0. いいえ
22 (ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなりましたか	☐ 1. はい ☐ 0. いいえ
23 (ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられますか	☐ 1. はい ☐ 0. いいえ
24 (ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えないですか	☐ 1. はい ☐ 0. いいえ
25 (ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	☐ 1. はい ☐ 0. いいえ

※BMIは保健支援センターで記入します。

※現在、療養中などで回答ができない場合は、右の項目にチェックをお願いします。

⇒ ☐ 入院 ☐ 在宅療養 ☐ 介護保険申請

2009 (月) (日)

3月31日までに返信をお願いします

■対象者は
65歳以上(平成21年4月1日現在)の介護保険の認定を受けていない人

■基本チェックリストとは?
基本チェックリストとは、65歳以上の人の「生活機能低下の有無」を早期発見するもので、質問項目は、全国共通です。

高齢になると、日常生活に必要な生活機能の低下が心配されます。いつまでも元気で生活していただくために、心身の機能が低下していないかを調べ、介護予防を必要とする人を把握するために送付しています。

この「基本チェックリスト」は介護予防のための大切な質問票です。返信をお願いします。

65歳以上で要介護認定を受けていない人に、上図の「基本チェックリスト」を3月初めに郵送しています。
ご記入後、同封の封筒で返信してください。

問い合わせ先
高齢者支援課 包括支援センター班
(西合志庁舎)
☎(242)1124



◆返信した後は
返信していただいた基本チェックリストにより、生活機能の低下が心配される人には、生活機能検査(介護予防健診)の受診券を5月上旬に送付します。
異常なしの人へは通知しませんのでご了承ください。

◆受診券が送付された人は、お知らせする健診期日に菊池広域保健センター(養生園)で受診してください。

◆健診を受けた結果、生活機能の低下ありと判定された人には、介護予防教室への参加のご案内をします。いつまでも自分らしくいきいきと過ごせるように、ぜひご参加ください。

平成21年度後期高齢者医療保険料

特別徴収(年金から差し引き)の皆さんへ

口座振替に支払方法を変更できます

後期高齢者医療保険料を特別徴収(年金から差し引き)でお支払いいただいている人は、支払方法を申し出により口座振替に変更できます。

そのまま特別徴収をご希望の人は、何も手続きの必要はありません。

※特別徴収はすぐには中止できませんので、早めの手続きをお願いします。

※社会保険料控除は、特別徴収でお支払いの場合は本人のみに適用されます。

●申し出先 高齢者支援課(西合志庁舎) 市民課市民窓口班(合志庁舎) 泉ヶ丘支所 須屋支所

●申し出に必要なもの 口座番号がわかるもの・口座届出印、すでに口座振替をしている人はみとめ印のみ(取り扱い金融機関)

菊池地域農協・ゆうちょ銀行・肥後銀行・熊本ファミリー銀行・熊本信用金庫・熊本第一信用金庫・熊本中央信用金庫・熊本県信用組合

支払い方法をご確認ください

後期高齢者医療の保険料は、**特別徴収**(年金からの差し引き)または**普通徴収**(納付書または口座振替)でお支払いいただいています。

平成21年度の保険料のお支払い方法は、次のとおりとなりますのでご確認ください。

詳しくは7月中旬に保険料額決定通知書をお送りします。

現在特別徴収の人

平成21年4月より年金からの差し引きで保険料をお支払いいただきます。

※申し出により口座振替へ変更することができます。

普通徴収の人

平成21年7月より納付書または口座振替で保険料をお支払いいただきます。

※本年2月6日までに、特別徴収から口座振替への支払方法変更の申し出を行なっている人は、平成21年4月からの特別徴収は中止になり平成21年7月から**普通徴収**になります。

●問い合わせ先 高齢者支援課(西合志庁舎) ☎242-1109

合志市国民健康保険に加入している65歳から74歳の世帯主にお知らせです

特別徴収(年金から差し引き)は支払方法が選択できます

国民健康保険税を特別徴収(年金から差し引き)で、お支払いいただいている人。そして、今後下記の要件すべてにあてはまる特別徴収(年金から差し引き)対象予定の人は、お申し出いただくと、国民健康保険税を普通徴収(口座振替)でお支払いができます。現在、口座振替で支払っている人も申し出が必要ですのでご注意ください。

※お申し出の時期によっては、すぐに特別徴収が中止にならない月がありますのでご了承ください。

※社会保険料控除については、特別徴収でお支払いの国民健康保険税はご本人のみの適用になります。

詳しくは、税務課(合志庁舎)にお尋ねください。

●申し出先 税務課 市税班(合志庁舎)

健康づくり推進課 国保年金班(西合志庁舎)

●申し出に必要なもの

口座振替の登録が必要な人……………通帳・銀行届印

現在、国保税を口座振替でお支払いの人……………みとめ印のみ

(取り扱い金融機関)

菊池地域農協・ゆうちょ銀行・肥後銀行・熊本ファミリー銀行・熊本信用金庫・

熊本第一信用金庫・熊本中央信用金庫・熊本県信用組合

●問い合わせ先 税務課 市税班(合志庁舎) ☎248-1114

特別徴収の要件

- ① 納税義務者である世帯主ご本人と世帯の国保加入者全員が65歳以上74歳以下であること
- ② 納税義務者(世帯主)の年金受給額が年額18万円以上であること
- ③ 納税義務者(世帯主)の介護保険料額と国民健康保険税額の合計が支払い年金額の2分の1を超えないこと



国民健康
保険税